

### 第3回定例会（開催）

日時 平成27年3月23日（月） 午後2時から

場所 本庁舎2階 第2会議室

- 議案
- (18) 七宝北中学校の2期制の実施について
  - (19) あま市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の制定について
  - (20) あま市教育委員会公告式規則の一部改正について
  - (21) あま市教育委員会会議規則の全部改正について
  - (22) あま市教育委員会傍聴人規則の一部改正について
  - (23) あま市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について
  - (24) あま市教育委員会公印規程の一部改正について
  - (25) 教科用図書採択海部地区協議会規約の一部改正について
  - (26) 平成27年度あま市美和図書館館内整理日の承認について
  - (27) 後援申請について
  - (28) 区域外就学申請について（非公開）
  - (29) 指定学校変更願申請について（非公開）
  - (30) 通級児童生徒の入級願について（非公開）
  - (31) 適応指導教室入室申込書について（非公開）
  - (32) 就学援助費の受給審査について（非公開）

### 第3回定例会（会議録）

|         |  |
|---------|--|
| 開 催 日   | 平成27年3月23日（月）  |
| 開 催 場 所 | 本庁舎2階 第2会議室  |
| 開 催 時 間 | 午後2時00分～午後5時10分  |
| 出 席 委 員 | 堀江徹二郎、小笠原英司、南谷恵美子、吉田法良、松永裕和  |
| 欠 席 委 員 | なし   |
| 出 席 者   | 教育部長始め事務局職員7名  |
| 傍 聴 人   | なし   |
| 議 事 日 程 | <p>日程第1 委員長あいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第18号 七宝北中学校の2期制の実施について</p> <p>議案第19号 あま市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の制定について</p> <p>議案第20号 あま市教育委員会公告式規則の一部改正について</p> <p>議案第21号 あま市教育委員会会議規則の全部改正について</p> <p>議案第22号 あま市教育委員会傍聴人規則の一部改正について</p> <p>議案第23号 あま市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について</p> <p>議案第24号 あま市教育委員会公印規程の一部改正について</p> <p>議案第25号 教科用図書採択海部地区協議会規約の一部改正について</p> <p>議案第26号 平成27年度あま市美和図書館館内整理日の承認について</p> <p>議案第27号 後援申請について</p> <p>議案第28号 区域外就学申請について（非公開）</p> <p>議案第29号 指定学校変更願申請について（非公開）</p> <p>議案第30号 通級児童生徒の入級願について（非公開）</p> <p>議案第31号 適応指導教室入室申込書について（非公開）</p> <p>議案第32号 就学援助費の受給審査について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海部地方教育事務協議会代表委員の選出について</li> <li>・あま市内教職員人事案件について（非公開）</li> <li>・公文書公開請求書について（非公開）</li> <li>・生徒指導（平成27年2月）について（非公開）</li> <li>・平成27年度あま市教育委員会学校医等委嘱者名簿について</li> <li>・平成27年3月議会（26年度補正予算・27年度当初予算）について</li> <li>・あま市立小中学校適正規模等に向けた検討委員会（篠田小学校・美和東小学校・七宝北中学校・美和中学校地区委員会）の第4回協議結果について</li> </ul> |

| 発 言 者       | 議事の概要  |
|-------------|--|
|             | 【開会時刻：午後2時00分】   |
| 委 員 長       | (開会を宣言する。)   |
| 委 員 長       | (あいさつをする。)   |
| 委 員 長       | 前回の議事録の承認をお願いします。  |
| 委 員 全 員     | (議事録に署名・押印。)   |
| 委 員 長       | 教育長の経過報告をお願いします。   |
| 教 育 長       | (平成27年2月25日～平成27年3月22日の経過を報告する。)   |
| 委 員 長       | 議案第18号「七宝北中学校の2期制の実施について」を議題とします。  |
| 学 校 教 育 課 長 | 七宝北中学校長より2期制の申出がありました。前期は平成27年4月1日より10月25日まで、後期は10月26日より平成28年3月31日までの2期制となっています。申出がありましたので、審議をお願いします。  |
| 委 員 長       | 議案第18号の質疑を許可。  |
| 委 員         | 質疑なし。  |
| 委 員 長       | 議案第18号は承認する。   |
| 委 員 長       | 議案第19号「あま市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の制定について」を議題とします。   |
| 学 校 教 育 課 長 | <b>【第1条関係】</b><br>この規則は、あま市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを規定します。  |
|             | <b>【第2条関係】</b><br>条例第2条（教育長の勤務時間その他の勤務条件については、教育委員会規則で定める。）に関する内容を規定します。   |
|             | <b>【第3条関係】</b><br>条例第3条第3号（教育長の職務に専念する義務の免除において、教育委員会が定める場合）に関する内容を規定します。施行日を平成27年4月1日とします。ただし、経過措置を規定します。   |
| 委 員 長       | 議案第19号の質疑を許可。  |
| 委 員         | 質疑なし。  |
| 委 員 長       | 議案第19号は承認する。   |
| 委 員 長       | 議案第20号「あま市教育委員会公告式規則の一部改正について」を議題とします。   |
| 学 校 教 育 課 長 | 第1条関係 改正法により、教育委員会委員長の職が廃止されるため、「教育委員会委員長」を「教育長」に改めます。なお、改正法に伴う教育長に関する条例整備（「あま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正」、「あま市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定」）において、「あま市教育委員会教育長」ではなく、「あま市教育長」と規定しているため、この規則改正も条例に準じ、「教育委員会教育長」ではなく「教育長」とします。施行日を平成27年4月1日とします。ただし、経過措置を規定します。 |

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 委員 長   | 議案第20号の質疑を許可。                      |
| 委員     | 質疑なし。                              |
| 委員 長   | 議案第20号は承認する。                       |
| 委員 長   | 議案第21号「あま市教育委員会会議規則の全部改正について」を議題と  |
|        | します。                               |
| 学校教育課長 | 形式的構成（章・条・項・号）のうち「章」立てを廃止し、「条」以下   |
|        | とします。条立ての順番において、規定内容により入れ替えたりまとめたり |
|        | します。（新）、（旧）間で、第1条を除き、条ずれが生じます。     |
|        | （新）第1条関係                           |
|        | 改正法により文中に条ずれ（第15条が第16条に変更）が生じるため、  |
|        | 改めます。                              |
|        | （旧）第2条、第3条関係                       |
|        | 改正法により委員長の職が廃止されるため、「委員長」及び「委員長職   |
|        | 務代理者」の選出方法についての規定を削除します。           |
|        | （新）第2条関係【▼（旧）第6条】                  |
|        | 改正法により委員長を教育長に改めます。3項において、「委員2人以上  |
|        | 」を「2人以上の委員」に変更します。                 |
|        | （新）第3条関係【▼（旧）第4条】                  |
|        | 会議の招集は教育長が行うことを明記します。（追加）「場所及び日時」  |
|        | を「日時及び場所」に変更します。2項において、告示する規定を明記し  |
|        | ます。（追加）                            |
|        | （新）第4条関係【▼（旧）第5条】                  |
|        | 改正法により委員長を教育長に改めます。                |
|        | （新）第5条関係                           |
|        | 会議は公開する旨、及び「秘密会」のできる規定を明記します。（追加）  |
|        | （新）第6条関係【▼（旧）第7条】                  |
|        | 改正法により委員長を教育長に改めます。                |
|        | （新）第7条関係【▼（旧）第8条】                  |
|        | 改正法により委員長を教育長に改めます。                |
|        | （新）第8条関係【▼（旧）第9条】                  |
|        | 改正法により委員長を教育長に改めます。                |
|        | （新）第9条関係【▼（旧）第10条】                 |
|        | 改正法により委員長の職が廃止されるため、「委員長」に係る規定を削   |
|        | 除します。                              |
|        | （新）第10条関係【▼（旧）第11条】                |
|        | 改正法により委員長を教育長に改めます。                |
|        | （新）第11条関係【▼（旧）第12条】                |
|        | 改正法により委員長を教育長に改めます。                |
|        | （新）第12条関係【▼（旧）第13条、第14条】           |
|        | 改正法により委員長を教育長に改めます。「すべて」を「全て」に変更   |
|        | します。                               |
|        | （新）第13条関係【▼（旧）第15条】                |
|        | 会議の次第は会議録に記載する旨を明記します。（追加）改正法により   |
|        | 委員長の職が廃止されるため、「委員長」に係る規定等を削除します。   |
|        | （新）第14条関係【▼（旧）第16条】                |

|        |   |
|--------|---|
|        | 会議録署名者の序列を変更（教育長を最初へ変更）します。3項において、「秘密会の会議」を「秘密会の会議録」へ変更します。   |
|        | (新) 第15条関係【▼(旧) 第17条】<br>改正法により委員長を教育長に改めます。  |
|        | (新) 第16条関係【▼(旧) 第18条】<br>条ずれのみです。   |
|        | (新) 第17条関係【▼(旧) 第19条】<br>改正法により委員長を教育長に改めます。  |
|        | 附則 施行日を平成27年4月1日とします。<br>ただし、第1条の改正法による条ずれを除き、経過措置を規定します。   |
| 委員 長   | 議案第21号の質疑を許可。   |
| 委員     | 質疑なし。   |
| 委員 長   | 議案第21号は承認する。  |
| 委員 長   | 議案第22号「あま市教育委員会傍聴人規則の一部改正について」を議題とします。  |
| 学校教育課長 | 改正法により、委員長の職が廃止されるため、「委員長」を「教育長」に改めます。施行日を平成27年4月1日とします。ただし、経過措置を規定します。   |
| 委員 長   | 議案第22号の質疑を許可。   |
| 委員     | 質疑なし。   |
| 委員 長   | 議案第22号は承認する。  |
| 委員 長   | 議案第23号「あま市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」を議題とします。  |
| 学校教育課長 | 題名を「あま市教育委員会教育長に対する事務委任規則」から「あま市教育長に対する事務委任規則」に改めます。（教育長の前に付く「教育委員会」を削除します。）<br>これは、改正法に伴う教育長に関する条例整備（「あま市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例一部改正」、「あま市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定」）において、「あま市教育委員会教育長」ではなく、「あま市教育長」と規定しているため、この規則改正も条例に準じ、「教育委員会教育長」ではなく「教育長」とします。 |
|        | 【第1条関係】<br>改正法により条ずれ（第27条が第26条に変更）が生じるため、改めます。  |
|        | 【第3条関係】<br>教育委員会は、緊急やむを得ない場合は、教育長に委任しない事務であっても教育長に事務を代理させることができることを明記します。   |
|        | 【第4条関係】<br>改正法により教育長が委任された事務、臨時に代理した事務の管理・執行状況を教育委員会に報告する規定が新設されたことに伴い追加します。<br>施行日を平成27年4月1日とします。ただし、第1条の条ずれを除き、経過措置を規定します。  |

|        |   |
|--------|---|
| 委員 長   | 議案第23号の質疑を許可。   |
| 委員     | 質疑なし。   |
| 委員 長   | 議案第23号は承認する。  |
| 委員 長   | 議案第24号「あま市教育委員会公印規程の一部改正について」を議題と   |
|        | します。  |
| 学校教育課長 | 改正法により、委員長の職が廃止されるため、「委員長印」及び「委員長職務代理者印」を廃止（削除）します。また、改正法に伴う教育長に関する条例整備（「あま市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例一部改正」、「あま市教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定」）において、「あま市教育委員会教育長」ではなく、「あま市教育長」と規定しているため、『教育長印』の印影において、現行の「あま市教育委員会教育長印」から「教育委員会」を削除し、かつ、文字数のバランスを考慮して「印」の前に「之」を追加し「あま市教育長之印」とします。 |
|        | さらに、『教育長職務代理者印』の印影においては「教育委員会」を削除し「あま市教育長職務代理者印」とします。（「之」は入れません。）   |
|        | 【様式第5号】   |
|        | あて先を「あま市教育委員会教育長」から「あま市教育長」へ変更します。施行日を平成27年4月1日とします。ただし、経過措置を規定します。   |
| 委員 長   | 議案第24号の質疑を許可。   |
| 委員     | 質疑なし。   |
| 委員 長   | 議案第24号は承認する。  |
| 委員 長   | 議案第25号「教科用図書採択海部地区協議会規約の一部改正について」   |
|        | を議題とします。  |
| 学校教育課長 | 先回説明いたしましたが、国からの指導により、教科書採択は各教育委員会が行う事となっております。教科用図書採択海部地区協議会規約の第1条から「海部地方教育事務協議会が、」という部分を削除することとなり、第3条に協議会を設ける市町村の教育委員会として7市町村の各教育委員会が記載され、平成27年4月1日から施行となります。   |
| 委員 長   | 議案第25号の質疑を許可。   |
| 委員     | 質疑なし。   |
| 委員 長   | 議案第25号は承認する。  |
| 委員 長   | 議案第26号「平成27年度あま市美和図書館館内整理日の承認について」  |
|        | を議題とします。  |
| 生涯学習課長 | 2月、8月、12月の館内整理日及び6日以内の特別整理期間による図書館の休館日は教育委員会の承認を得て館長が定めることとなっております。そのため、館内整理日を8月24日（月）、12月14日（月）、また、2月は特別整理期間に実施することとし、平成28年2月18日～23日（月曜日を除く5日間）を休館日とする承認願が指定管理者である美和図書館長から出されていますのでご審議ください。  |
| 委員 長   | 議案第26号の質疑を許可。   |
| 委員     | 質疑なし。   |
| 委員 長   | 議案第26号は承認する。  |

|        |  |
|--------|--|
| 委員長    | 議案第27号「後援申請について」を議題とします。   |
| 生涯学習課長 | 生涯学習課からは、教育長専決処分の7件を含む8件です。  |
|        | ①第10回紙ひこうき大会2/27（わくわくあま）   |
|        | ②第13回わんぱくすもう海部津島場所（5月例会）<br>（一般社団法人海部津島青年会議所）  |
|        | ③2015夏アズワンワンダースクールサマーキャンプ自然体験教室<br>（特定非営利活動法人アズワン）   |
|        | ④第5回あま市オープンバドミントン大会個人戦<br>（あま市バドミントン協会）  |
|        | ⑤第39回尾張西部コーラスグループ交歓会（七宝スカイコーラス）  |
|        | ⑥第5回あま市長杯少年野球大会（あま市スポーツ少年団軟式野球連盟）  |
|        | ⑦平成27年度若草リーグ少年野球大会<br>（あま市スポーツ少年団軟式野球連盟）   |
|        | ⑧第2回ギター音楽祭（ギターミュージッククラブ）   |
|        | ⑤については新規となります。ご審議ください。   |
| 委員長    | 議案第27号の質疑を許可。  |
| 委員     | 質疑なし。  |
| 委員長    | 議案第27①～④、⑥～⑧号は報告を受けた。議案第27⑤号は承認する。   |
| 委員長    | 議案第28号から議案第32号までは秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。   |
| 委員長    | その他を議題とします。  |
|        | 「あま市内教職員人事案件について」、「公文書公開請求書について」及び「生徒指導（2月）について」は秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。   |
| 委員長    | その他、事務局の報告等はありませんか。  |
| 学校教育課長 | ・海部地方教育事務協議会代表委員の選出について<br>改正の内容としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、「新教育長」を置くこととなりましたが、海部地方教育事務協議会の規約の一部を変更する必要が生じたことから、3月議会において議会議決を得て改正することとなりました。第8条（協議会の委員）は、改正前「教育委員会の委員長及び教育長」から改正後は「(1)教育委員会の教育長、(2)教育委員会委員の代表1名」となりました。施行期日は、平成27年4月1日となり経過措置はありませんので、「(2)教育委員会委員の代表1名」を選出しなければなりませんので、教育委員会定例会において選出をお願いします。 |
| 委員長    | 代表を選出するに当たり、投票か指名推薦かご意見はありますか。   |
| 委員     | 指名推薦をお願いします。   |
| 委員長    | 委員から指名推薦という意見が出ましたが、どうでしょうか。   |
| 委員     | 異議なし。  |
| 委員長    | 指名推薦で1名選出したいと思います。   |
| 委員     | 代表の委員には、現在の教育委員長である堀江委員が適任と思います。   |
| 委員長    | 他にどなたか推薦はありますか。  |
| 委員     | ありません。   |
| 委員長    | 委員より推薦をいただきましたが、私が選任ということによろしいでしょうか。   |

|               |   |
|---------------|---|
| 委員            | 異議なし。   |
| 委員長           | ではよろしく申し上げます。   |
| 学校教育課長        | ・平成27年度あま市教育委員会学校医等委嘱者名簿について  |
|               | ・平成27年3月議会における平成26年度補正予算及び平成27年度当初予算について説明                          |
| 生涯学習課長        | ・生涯学習課分の報告  |
| 学校給食センター課長    | ・学校給食センター課分の報告  |
| 学校教育課長        | ・あま市立小中学校適正規模等に向けた検討委員会（篠田小学校・美和東小学校・七宝北中学校・美和中学校地区委員会）の第4回協議結果について |
| <b>【次回予定】</b> | ・4月22日（水）午後2時00分 定例会  |
|               | （美和総合福祉センターすみれの里 3階会議室）   |
|               | <b>【閉会時刻：午後5時10分】</b>   |